

第1回杉並区監視カメラに関する専門家会議

会 議 録

平成15年7月31日(木)

総務課長 それでは、ただいまから第1回杉並区監視カメラに関する専門家会議を開催いたします。

私は、区長室総務課長の村上でございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、報道の方や傍聴の方がいらっしゃっておりますが、会議の円滑な運営にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、山田杉並区長より、委員の皆様へ委嘱状をお渡ししたいと思います。

〔委嘱状交付〕

総務課長 それでは、続きまして、山田杉並区長よりごあいさつを申し上げます。

区長 先生方、おはようございます。

本日は、第1回杉並区監視カメラに関する専門家会議初会合に際しまして、それぞれ大変お忙しい中、委員をお引き受けいただきまして、お出ましいただきまして、本当にありがとうございました。

この会議は、最近の犯罪事情を背景に、あの長崎の事件等でも、監視カメラというものの有効性というものについては非常に世間に認識をされてきております。そういった中で、各地域でいわゆる防犯カメラが数多く設置されるという事例が増えてきておりますが、それはそれとして、犯罪の捜査、または検挙、訴追というものに対して大きな効果があるということは、よく認識をしております。

しかし、もう一方で、無差別、無原則にいろいろなものを撮影していく中で、撮影される側のプライバシーというものについても、やはり今後配慮が大きく必要なのではないかと考えておりまして、そういった点で、きょうはこれから、各分野の専門家の先生方にぜひ忌憚なくご議論いただきまして、監視カメラの有用性は十分認識しつつ、一方でプライバシーの保護をどう図るかということを目的に、監視カメラの設置や運用基準というものについて考えていき、いずれそれを杉並区としては、来年の2月から始まります第1定例会か、または6月の第2定例会、どちらかに条例として提出をしていきたいというふうに考えておりまして、そのためにぜひ多くのご助言を賜りたいと思っております。

歌舞伎町にもたくさんカメラが設置されておりますが、杉並区も、実はこういったことは1年、2年前から議論されておりまして、杉並区の浜田山に日本興業銀行のグラウンドを区が取得いたしました。地域からは、その周りが暗いので交番を設置してほしいという要望が強かったわけですけれども、交番はいろいろな関係で

設置できないということで、そこにスーパー防犯灯 19 台が設置をされることになりました。もとより、確かにそのスーパー防犯灯は地域には役に立つんですけども、公園利用者から見ますと、公園の中まで撮影されているのではないかというようなことなどもあり、一体これはどうしたらいいんだろうかということで、いろいろとやはり議論になった経緯がございます。

そういったことを踏まえながら、杉並区の商店街にもいろいろな形でカメラが設置されておりますし、また、住宅地も相当な数のカメラが設置されているという状況ですが、そういった中で、この監視カメラと我々はどうつき合っていくのかということのをこれからきちっと、今の中にルールをつくっておいた方がいいというふう考えたわけです。

この点につきましては、本来は国が考えていろいろと法制化していくという必要があるかと思っておりますけれども、杉並区としてはこれまでも、便利さとともに、我々のプライバシー、人権とかまた自由というものを大事にしてきた区でございますので、そういった意味で、杉並区としても、今までの経緯も踏まえて、こういったことについて一度きちっと整理をしておく必要があると考えている次第でございます。

どうぞこれから、大変短い期間でございますけれども、ぜひご議論いただきまして、先生方からアドバイスをいただければ大変ありがたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

総務課長 それでは、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。本日もご配付しております資料 3 の名簿の順ということでお願いしたいと思います。

それでは、まず石村委員の方からお願いしたいと思います。

石村委員 白鷗大学の法学部の教員をしております石村耕治と申します。

私は、どちらかといいますと、民間の立場から監視カメラについてずっといろいろな形で発言をしてまいりましたので、多分、諸外国の例も含めて、いろいろな形でこの問題についてここで検討できるのではないかなというふう感じておりまして、そういう形でお話し合いの中に加わっていきたいと考えております。

以上でございます。

前田委員 都立大学の法学部で刑法を担当しております前田と申します。

私は、きょう配られた資料にもありますけれども、コミュニティセキュリティカ

メラシステムに関する調査研究報告書の研究会にも参加させていただいて、そもそも歌舞伎町にカメラを入れるところでいろいろ検討する段階からコミットさせていただいてきております。

研究の対象として、どうしても犯罪中心ということですので、いかに犯罪を防ぐかという観点からカメラを考えるという面があって、もちろんプライバシーの問題というのを考えていかなければいけない。最近、カメラによるプライバシー侵害、携帯カメラによるプライバシー侵害とか女性に対してのセクハラ的なものとか、深刻な問題が逆に出てきているわけで、そのバランスも考えなければいけないと思っているわけですがけれども、私は、どちらかという、犯罪を防止するためにカメラをどう有効に使うかという観点から今までは議論してきた面があるので、またこの場でいろいろ勉強させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

三宅委員 弁護士の三宅でございます。

私は、かねてより、情報公開とプライバシーというものをかなり自分なりのテーマにして、弁護士としての活動の中でその研究もしてまいりました。最近では、国の個人情報保護法や行政機関個人情報保護法の法案の作成の過程で意見を述べさせていただくような機会がございまして、今回杉並区さんの方で、監視カメラと申しますか防犯カメラと申しますか、いわゆる街頭のカメラにつきまして条例化を図られるということで、これは、犯罪防止の観点とともに、先ほど区長さんからお話しになった、撮影される側のプライバシー、個人情報の保護という観点からは、国における個人情報施策の今進んでいるレベルも考えながら、ぜひ地方公共団体から新しい提案ができればいいなと思ひまして、参加させていただくことにしました。

何分、総論的なところはある程度理解できるのですが、各論になりますと少し、諸外国の例なんかは疎いので、石村先生からぜひご教示いただきながら、また勉強させていただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

三好委員 三好達と申します。

役職等のところに元最高裁判所長官と書いてございますが、既に退官いたしましたして5年半を経過いたしました。その後こういったことは何もいたしておりませんで、いわば元法律家でございます。

ただ、私は、この杉並区というのは私が子どものとき育ったまちでございまして、

現在もまたここに住まわせていただいております。いわば私のふるさとと言うと大げさでございますが、ふるさとの1つとも言えるところでございます。区民の1人として、専門家の先生方のご意見を承りながら、よい知恵をお互いに出して議論を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 ありがとうございます。

次に、本日出席しております区の職員を私の方から紹介させていただきます。

まず、高区長室長でございます。

続きまして、牧島区長室法規担当副参事でございます。

それから、事務局を担います中島区長室総務課総務係長でございます。

同じく、安尾区長室総務課調整担当係長でございます。

以上のメンバーでこの会議の運営を担当してまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、専門家会議設置要綱等について、高区長室長よりご説明をいたしたいと思います。

区長室長 それでは私の方から、この専門家会議の性格、それから、こういった日程で検討を進めていくのかということについてご説明申し上げたいと思います。

お手元に配付してございます資料2をごらんください。

まず、資料2で「杉並区監視カメラに関する専門家会議設置要綱」というのがございます。ここに記載の第1条で設置を規定してございますが、先ほど区長のごあいさつでも申し上げましたように、監視カメラ、いわゆる防犯カメラ等の有益性、有用性を認めながらも、しかし、プライバシー保護等々の観点を踏まえながら、そのルール等々がないという中で、監視カメラの設置及び利用基準の策定等に伴う法律上、政策上の諸問題について意見を聴くため、専門家会議を設置するものでございます。

所掌事項等につきましては、記載のとおりでございます。

組織で、第3条で、専門家会議は委員4名をもって組織するとございまして、資料3に、先ほど4名の委員の皆様からご紹介いただきましたが、石村委員、前田委員、三宅委員、三好委員の4名で構成してございます。会長は、委員の互選によってこれを定めるとございますので、後ほど互選をしていただければと存じます。

会議は会長が招集いたします。

なお、「専門家会議は、必要があると認めるときは、監視カメラ技術における専門家の出席を求め、意見を聴くことができる。」ということがございますので、会議の中で、そういった必要な行政機関等々のご意見を聴くような場を設けることもできます。

それから、会議は原則公開でございます。ただ、会議の内容等々によって非公開とすることができますが、それは会議の中で決めていくものでございます。

事務局等々は、記載のとおりでございます。

なお、おおむねの日程でございますが、後ろの方でございますが、資料7をごらんくださいませ。

本日、第1回目ということで、それぞれ委員の皆様からのこの問題に関する問題意識、今後の進め方等をご議論していただき、おおむね11月ぐらいまで、4回の会議の中で、基本的な内容、諮問の内容について答申していただければと存じます。

なお、その間、杉並区、事務局といたしましては、8月から9月にかけて、「広報すぎなみ」、インターネット、それから区政モニター等々の区民の意識調査、それから、区内における監視カメラ、防犯カメラの設置状況等々の実態調査を行っていく予定でございます。その内容も踏まえ、9月以降、専門家会議で答申に向けてご議論していただければと、かように考えているところでございます。

私からは、会議の設置、そして検討スケジュールについて説明させていただきました。

総務課長 それでは、ただいまご説明を申し上げました専門家会議設置要綱第4条の規定によりまして、この会議の会長は委員の互選によるということになっておりますので、委員の皆様で会長の選出をお願いしたいと存じます。

なお、副会長や会長代理は、要綱の規定上、設置しないということになっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

石村委員 三好先生、どうでしょうか。

総務課長 ただいま石村委員の方から、三好委員というご推薦がありましたけれども、それでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

総務課長 ありがとうございます。

それでは、ただいま会長に選出されました三好会長よりごあいさつをいただきました

いと存じます。

会長 ご推薦いただきまして、引き受けざるを得ないということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

今も申し上げましたように、私は特に専門というのを持ち合わせておりませんので、皆様のご協力によりまして、いい結論を出すように、お互いに意見を交換してまいりたいと思います。

余計なことを申し上げますが、私、昔、先輩の主宰するこのような会で、その先輩が、ここでは議論は飛び乗り、飛びおり勝手たるべきことということをおっしゃったことがございます。専門家の方々ですので、いろいろなご意見があると思いますけれども、いいと思うときはどうか飛び乗っていただき、また、ちょっとまずいなと思ったら、もとおっしゃったことでも、いや、ちょっとそこは飛びおりるということで、いい結論を出すようにお互いに議論を交わしていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それだけ申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 ありがとうございます。

それでは、これからは三好会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

では会長、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、早速ですが、議事に入らせていただきますが、まず初めに、区長からご諮問をいただくことになっておりますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

区長 それでは、諮問をさせていただきたいと思います。

15 杉政総発第 85 号

平成 15 年 7 月 31 日

杉並区監視カメラに関する専門家会議会長 様

杉並区長 山田 宏

監視カメラの設置及び利用基準について

(諮問)

杉並区監視カメラに関する専門家会議設置要綱第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

(1) 監視カメラの設置及び利用基準について

(2) 条例化について

2 諮問理由

近年、増加傾向にある犯罪事情を背景に、道路、公園や商店街などに主に犯罪防止を目的とした監視カメラ（防犯カメラ）が増えています。

新宿・歌舞伎町には昨年2月に街頭防犯カメラシステムが導入され、以降、犯罪数が減少しているといわれています。また、過日の長崎市の男児誘拐殺害事件では、カメラの映像が解決の決め手となるなど監視カメラは、犯罪の予防及び被害の未然防止に効果が認められ、かつ犯人の検挙にも役立っているといわれています。

しかし、その一方で、自分の知らないところで撮影されていることや記録された画像がどのように使われているか分からないといった不安感も根強く、また、「監視社会化」をおそれる声もあります。

イギリスでは、監視カメラによって撮影された画像の不適切な利用の増加を契機として、監視カメラの設置及び利用について官民双方にわたる規制を行っています。しかし、日本には現在、監視カメラの設置及び利用について公的な規制がなく、全て設置者の任意に委ねられているのが実状です。

何の基準や規制もない中で、監視カメラによって人々は気が付かないうちにその容ぼう・姿態を撮影され、画像を利用されているとすれば、肖像権などプライバシーを侵害しているおそれは大きいといえます。たとえ、設置者が基準を設けて利用していたとしても、設置者の自主規制で、内容もまちまちでは、不安感の解消には繋がらず、依然としてプライバシー侵害への危惧はぬぐえません。

そこで区は、このような認識の下、今後確実に増え続けていくことが予想される監視カメラの有効性、有用性を踏まえ、プライバシー保護の立場から監視カメラの設置及び利用基準のあり方とその実効性を担保するための条例化につい

て貴会議のご意見を承りたく、諮問いたします。

以上でございます。

会長 ただいま諮問文をいただきました。皆様のお手元には、資料4ということで配付されておりますので、ごらんいただきたいと思います。私ども、これについて検討させていただくわけでございます。

次に、配付資料がございますので、事務局の方から配付資料についてご説明をお願いしたいと思います。ひとつよろしく申し上げます。

法規担当副参事 それでは私から、本日席上にご配付してございます資料につきましてご説明申し上げます。少しお時間をちょうだいいたしたいと存じます。座ってご説明させていただきます。

初めに、「第1回杉並区監視カメラに関する専門家会議」と記載してある、一番上の資料でございますが、その「配付資料」のところ为本日の資料の一覧でございます。順にご説明を申し上げます。

資料を1枚めくっていただきまして、資料1が本日の会議次第となっております。

1枚めくっていただきまして、資料2でございますが、先ほど区長室長よりご説明申し上げました杉並区監視カメラに関する専門家会議設置要綱でございます。

資料3は、杉並区監視カメラに関する専門家会議の委員の名簿でございます。

1枚めくっていただきまして、資料4でございますが、諮問文の内容となっております。

1枚めくっていただきまして、資料5でございますが、資料5は検討課題でございます。この検討課題につきましては、監視カメラをめぐるさまざまな問題につきまして、現在区として考えております論点を整理したものでございます。この会議を効率的に進めていただくための資料といたしましてご活用していただければと存じ、お配りをいたしました。

少し内容を説明させていただきます。大きく3つの論点にまとめてございます。

四角で囲んでいる部分でございますが、まず第1点目でございますが、監視カメラの設置及び利用に係る基準の必要性についてでございます。

ただいまの諮問の理由の中でもご説明申し上げましたけれども、監視カメラが急

増しているということで、その設置及び利用につきましては設置者の任意にゆだねられている。そうした中で、監視カメラの有用性、有効性を認めつつ、プライバシー保護の立場から、カメラの設置及び利用について基準を設けることの必要性についてということで、いわゆる検討の出発点ということでございます。

また、(2)監視カメラの定義と基準の対象とするカメラの範囲についてということでございますが、監視カメラと防犯カメラ等ということでございます。一口に監視カメラと申しましても、何を監視カメラというのか、現在それを定義し、あるいは規定しているものはございません。例えば個人の住宅に設置されているもの、あるいは金融機関やコンビニエンスストア等に設置されているもの、また商店街や公園、道路といった公共の場所に設置されているもの等、多種多様なカメラが設置されております。

また、監視カメラという呼び方につきましても、防犯カメラとかコミュニティセキュリティカメラとか、最近では、報道では防犯カメラという報道が多いのかなという気もいたしておりますが、その呼び方も種々さまざまでございます。そうしたことから、適切な呼び方といいますか、そういったことも含めまして、基準の対象とすべきカメラの範囲というものをどのように定めるべきであるかということでございます。

検討課題の大きな2点目でございますが、設置及び利用に係る基準の内容についてでございます。

監視カメラの設置、利用に係る基準の必要性というものを前提といたしまして、次の検討課題ということになりますけれども、その基準の内容としてどのようなことを盛り込むべきであるかということでございますが、(1)設置に当たっての基準と、(2)利用に当たっての基準という2つの基準に整理をいたしております。

次のページに参りまして、検討課題の第3点目でございますが、行政の役割と条例化についてでございます。ここでは、(1)から(6)の6点に整理をいたしました。

検討課題の2を踏まえた上での論点ということになるかと存じますけれども、まず(1)区の役割について。基準に対して区の果たす役割とでも申しましようか、区がその基準をどのように運用あるいは適用していくべきかということでございますが、条例化の是非あるいは条例化の適否ということも、ここで含んでいるものと考えております。

(2)以下は、条例化を前提とした論点ということになりますが、(2)規制の対象と適用除外について。条例で規制をする、あるいは規律する場合、その対象とすべき監視カメラの範囲をどのように定めるべきであるのか、あるいは対象としない監視カメラの範囲をどのように定めるべきかということでございます。

次の(3)規制の内容についてでございますが、どのような規制、規律と申しましうか、行政の施策としてどういったことが考えられるのか、そういった規制、規律が、どんな規律が可能であるのか、その妥当性はどうかということでございます。

次の(4)でございますが、実効性確保の仕組みについて。その施策を実効性あるものにする事とした場合、その仕組みはどのようにすべきか、どう定めるべきかといった点でございます。

(5)第三者機関の設置についてでございますが、区の施策だけで条例の目的を十分実現することができるかどうか、実態面、手続面から、施策の透明性あるいは客観性というのを高めていくための仕組みとして、例えば第三者機関、附属機関と申しておりますけれども、そういったものを設置すべきかどうか、設置すべきとして、その役割はどのような役割が考えられるのかといった点でございます。

最後の(6)条例化に当たっての課題ということでございますが、他の行政機関とのかかわり。これは、先ほどご説明申し上げました(2)の規制の対象と適用除外について、そことの関連も申しておりますけれども、区内には、国や都の行政機関、いわゆる官公署というものが幾つかございますけれども、そうした機関を条例の規制あるいは規律の対象とすることの、対象とするかどうかという議論も申しておりますけれども、そういったことの適否と申しますか、妥当性といったような点でございます。

次の丸の属地的効力と申しますのは、条例のいわゆる地域的効力と言われるものでございますけれども、杉並区の条例の効力につきましては、原則として杉並区の区域内に限られますことから、例えば規律いたします対象の特定でございますとか、その効力の及ぶ範囲につきましては、そういった属地的効力の限界が課題となるのではないかと申します。

このような検討課題につきましては、こうした整理の仕方自体について、あるいはほかの論点、あるいは別の検討のアプローチがあるのではないかと申したことなど、委員の皆様からの率直なご助言をちょうだいいたしたいと存じます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、資料6でございます。資料6は、区

民の意識調査及び実態調査についてでございます。

専門家会議でのご検討に役立てていただくため、また、ご議論の参考にさせていただくために、監視カメラにつきまして区民の意識調査と、区内の監視カメラの設置状況の調査を行う予定でございます。概略を記載してございます。

初めに、1の区民意識調査でございます。

調査の方法、調査の媒体と申しましょうか、それは記載の方法で行いたいと思っております。

(1)「広報すぎなみ」、これは区の広報紙でございますが、8月21日号を予定しております。

(2)インターネット掲示板、これは杉並区のホームページにございまして、特定の政策課題について区民や事業者の皆様からご意見をお伺いしまして、政策に生かしていくための1つの仕組みでございます。これを利用したいと考えております。8月に実施する予定でございます。

(3)区政モニター150名。杉並区では、区内在住の20歳以上の皆さんに、公募で区政モニターということで委嘱をいたしております、アンケートへの回答とか区政モニター会議への出席等をお願いいたしまして、区政へのさまざまな助言をいただいておりますけれども、この区政モニターの皆様に協力をいただきまして調査をしたいというふうに考えております。

それから(4)ですが、区役所本庁舎の窓口での聞き取り。区役所への来庁者の皆さんにその場で回答していただくという調査でございます。

次の2、実態調査でございますけれども、調査の対象といたしまして、次の3つのことを考えております。

(1)は民間の企業調査。対象、区内の金融機関、約70店舗でございます。それから区内のコンビニエンスストア、約200店舗でございます。それから区内の商店会、約150商店会がございまして、協力をお願いいたしまして、調査を行いたいと思っております。

それから、実態調査の(2)といたしましては、区内の公共機関。33というのは事業所の数でございます。区役所を除いた区内のいわゆる公共公益事業の事業所の数でございます。杉並区では、こうした事業所との定期的な情報交換の場がございますので、そういった場を利用して調査にご協力をお願いしたいというふうに考え

てございます。

それから、実態調査の(3)でございますが、各家庭の防犯対策ということで、地域を限定して8月に行いたいと思っております。

次のページから3枚にわたります、区民の意識調査のアンケートの案、それから実態調査のアンケートの案をおつけしてございます。

区民の意識調査につきましては、記載の「問1」から「問11」まで、また、実態調査につきましては、記載の「問1」から「問7」までということで考えてございます。

この調査の方法あるいはその内容につきましても、委員の皆様からのご意見をぜひ承りたいというふうに存じております。

次に、資料7へ移らせていただきます。資料7は、先ほど区長室長よりご説明申し上げました今後の検討のスケジュールの案でございます。

第1回専門家会議、本日でございます。

それから、区民の意識調査、実態調査につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりでございます。

次回、第2回の専門家会議を平成15年9月に予定してございまして、その内容は、記載の内容を現在のところ予定してございますが、特に、関係機関からの意見聴取ということで、監視カメラに関係の深い区内関係機関等からの意見を伺うということで考えておりますけれども、この点につきましても、委員の皆様から何かご要望がございましたら、調整させていただきたいというふうに存じます。

以後、第3回専門家会議、第4回専門家会議ということで、記載の日程で開催をさせていただきたいと考えてございます。第4回の会議で答申をちょうだいしたいというふうに存じます。

次に、別にとじてございます資料がございまして。資料8でございますけれども、資料8(1)は、コミュニティセキュリティカメラシステムに関する調査研究報告書ということで、先ほど前田委員の方からも若干ご説明がございましたけれども、この報告書は、財団法人都市防犯研究センターが警視庁の委託を受けて行いました調査研究報告書でございます。

それから、資料8(2)でございますが、こちらの方は、警視庁が新宿区の歌舞伎町に設置をいたしました防犯カメラのいわゆる事務事業の評価ということで、評価

表になってございます。

それから、資料8(3)でございますが、杉並区内、3つの警察署がございまして、その3警察署の犯罪情勢(認知件数)の過去5年の推移と、それから、裏面が平成15年上半期、1月から6月までの状況でございます。

次の8(4)ですが、こちらの方は、杉並区で、これまで検討するに当たりまして参考といたしました判例3件の要旨でございます。

それから、8(5)ですが、本年6月9日に区長が記者会見をいたしましたときの資料でございます。監視カメラの検討につきまして公表いたしましたものでございます。

いずれの資料につきましても、私ども、今日までの検討に際しまして参考といたしました資料でございます。この会議のご議論にもお役立ていただければと存じまして、ご配付をさせていただきました。

私からは以上でございます。

会長 ただいま事務局から配付資料のご説明をいただいたわけでございますけれども、冒頭からちょっと恐縮なんでもございますけれども、具体的な審議に入る前に、いわば総論と申しますか、委員の皆様から、この防犯カメラあるいは監視カメラの問題について、総論として、どんなことに主たる関心をお持ちになっているか、どんなところが主たる問題点とお考えになっているか、簡単に、総論だけで結構でございますから、ちょっとご意見というか、本当にまとまったものではなくても結構ですし、お話を承りたいと思っておりますので、ひとつ順次よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、また先ほどの順序になりますけれども、石村委員からお願ひしたいと思ひますけれども。

石村委員 監視カメラについては、多分、先ほどお話のあったスーパー防犯灯のほかに、自治体独自で公共空間について設置するもの、そのほかに、商店会とか自治会など民間機関が設置するもの、それから民間企業とか学校、民間施設、さらには私人の住居とか入り口、駐車場などに設置するものという形で、いろいろなケースが考えられると思うんですね。

今挙げただけでも大体4つぐらいありますけれども、そうすると、この規制ということをお考えますと、公共空間だけを規制の対象とするのか、あるいは私的空間ま

でもその対象とするのか。そうなりますと、規制そのものが、オムニバス方式でいくのか個別対応方式でいくのかという大きな論点が1つございます。

それからもう1つは、先ほどお話のあったように、国の法律というものがあります。それから、自治体、都道府県、市区町村というものがあります。その関係をどうするのかという問題があります。

最近、民主党の方で、国の行政機関に係る監視カメラの利用に関する法案が国会に提出されておりますので、それはいわゆる個別対応方式で、特に公共機関だけを対象としたものとしております。もし公共機関だけを対象とするという形になりますと、多分報道とかそういうものの適用除外の規定も全くなくなるんですけども、もしオムニバス方式という形になりますと、今度はその適用除外をどうするかという問題が出てきます。これは条例の場合も全く同じであります。

それからもう1つは、果たして条例でそういうすべてのものを規制していいのかどうなのか。これは個人情報保護法がつけられたときと同じような問題が出てくるわけで、もし条例が、民間と公共すべてを規制するオムニバス方式、一括して規制する方式ということになりますと、適用除外を設ける、特にそこに第三者機関のようなものを設けますと、今度は報道機関が持ち歩くカメラなんかについても、どういうふうに規制するかという問題が出てくるので、これは、昨今問題になりました個人情報保護法の問題と同じような問題が出てきますので、それをどうするか。

逆に言いますと、自治体は非常に抽象的なものをつくって、あとはできるだけガイドラインとか民間の自主規制に任せるという方法も1つの考え方ですし、それからもう1つ、レーティング、つまりマル適マークのようなものをつくって民間の方を規制するという方式もあるので、すべてについて条例でやるというやり方がどうかという問題が非常に大きな問題だと思います。

それからもう1つ、監視カメラの利用・設置目的から考えた問題を考えますと、確かに防犯という問題が非常に多く取り上げられているんですが、最近、例えば東洋大学ですか、私立大学などに、校舎の中に、教室の中につけている。これは目的は、学生が講義を休んだ場合に、それを復習できるようにビデオを撮っておくんだというんですが、教員とかから見ますと、どうもいわゆるコンプライアンス目的ではないかと。そうしますと、そういう民間機関の労働基本権あるいは肖像権という問題との関連でどういうふうに考えていくのか。金融機関なんか設置するカメラ

についても、そこで働く人たちの労働権という問題についても考えていかなきゃいけないので、果たしてそういう問題にまで踏み込んでいけるのかどうなのか。もしそうでないとすると、条例でつくる部分というのはどういうところでおさめるべきなのか、そして、できるだけ、例えば業界の自主規制というガイドライン、運用基準、そういうものに任せていく方向がいいのかどうなのかという問題があります。

それから、もう1つ考えなきゃいけないのは、これは大阪だったと思いますけれども、痴漢容疑で逮捕された中学2年生が、これは監視カメラを基準として逮捕したんですけれども、しかしそれは別人であったと。こういう問題が出てくるので、監視カメラの透明化、それから、それに対する市民のサイドから見た、いわゆる市民の目線で見えた仕組みというものをどういうふうに考えていくのか。その場合に、第三者委員会というけれども、またそれに、役所の息のかかった人たちあるいは警察とか役所だけで運営するような機関をつくりますと、それもいい方向に行くのかというと、必ずしもいい方向に行かないので、そういう問題を含めて、この中では考えていってほしいなというふうに考えております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは前田先生、ひとつよろしくをお願いします。

前田委員 私は、まず、この監視カメラという言葉は、今普通使わないと思うんですね。ですから、防犯カメラというぐあいにはしていただかないと、すごく抵抗感があるというか、何かの形で監視する　もちろん刑務所とかで監視用のカメラというのはないわけじゃないですけれども、今問題になっているのは、防犯のために、先ほど区長さんがおっしゃったように、犯罪防止のためにどうするかということを中心に考えていただいた方がわかりやすいのではないかとということだと思っております。

あと、今ちらっと杉並のデータを見てびっくりしたんですが、この5年間で杉並の犯罪の伸び方は物すごいんですね。たまたま私、歌舞伎町の検証をやっていて、平成10年から14年までのデータを見ていて、杉並区は6,800が1万1,000で、5年で約倍増しちゃっているんですね、犯罪が。防犯カメラを入れた歌舞伎町は、凶悪犯は3分の1になったんですね。そのほかに、犯罪が、全体としては少し微減ぐらいですけれども、侵入窃盗みたいなものもやはり3分の1になったとか、

今のこの状況の中で、我々の専門からいいますと、犯罪を防ぐためにカメラを使うということはもう当然というか、必然であるという意識を持っております。

ただ、ご指摘がありましたように、それによって不当な侵害があってはいけない、プライバシーの侵害、個人情報を保護しなきゃいけないというのも当然でして、ただ、個人情報をどう守っていくかというときに、昔型の議論でいきますと、警察が持っているデータが一番危険だみたいな感じがあったんですが、歌舞伎町なんかでも非常に厳しい要綱案をつくって、情報の管理は物すごく厳しくやっています。むしろ、我々から見ていると、マスコミなんか定点カメラなんかやっていますよね。ああいうところで撮られた画像があって、それがどういう形で使われているかわからないという方がよほど問題だと思っております。もちろん、警察だから信頼できるというような議論も危険なんですけど、さっき石村先生おっしゃったように、いろいろな態様のカメラがありますので、それについて、どれを、どういう形で規制していくかというのは、非常に難しいというふうに思っております。

ただ、こういう形で、プライバシーの観点からというか、映される側の観点からの議論が、私は、今ここで声を上げた非常に大きなことで、あの長崎の事件があって、わあっと行き過ぎちゃうんじゃないかという不安を持っているんですね。

イギリスでも、要するに監視社会になるんじゃないかという意識が非常に強かった国が、あれだけ防犯カメラ大国になってしまった、物すごい数が入っている理由は、やはりバルジャー事件であって、長崎と全く同じような性的いたづらを行った犯人がカメラのおかげで捕まったということでわあっと広がった面があるわけですね。どうしてもエモーショナルに流れますので、そこのところはきちっと押さえるべきところは押さえる。

ただ、これは私の専門外になってしまうのであれなんですけど、条例でどこまでコントロールできるか。国との関係、都との関係、このあたりはかなり難しい問題を含んでいるなど。

ただ、区長さんがこういう形で声を上げて問題点を指摘されたというのは、非常に私は素晴らしいことだと。それを具体化という段階ではいろいろ縛りが出てきちゃって、実現できる部分は狭いかもしれませんが、これが恐らく都にも、それから国にもメッセージとしては非常に大きな影響を与えていくんじゃないかというふうに考えております。

会長 ありがとうございます。

それでは三宅先生、お願いします。

三宅委員 私も、防犯上の効果というのはなかなか大したものだなということを、今回長崎の事件なんかでは意外に広がっていますが、もう1つ、歌舞伎町に設置されているカメラの影響かどうか、前田先生の方から今お話があったように、犯罪がかなり減ったということなんですが、私も実は、日本に不法侵入した人が日本で巨大な窃盗グループで窃盗をする、そういう被疑事件を2年ぐらい扱ったことがあります。

まず、窃盗犯はかなり綿密に侵入できる地域を調べます。その事件では警察がかなり尾行していましたから、何月何日にどこに行ったかというのはかなり写真とかメモとかで残っていたので、それが記録として非常に明確に刑事記録に出てきたんです。

それで、防犯の観点からいうと、侵入しやすい家にマーカールをつけたんですね。共稼ぎの人たちの家だと、朝10時ごろが一番人がいないということなので、そこに当たりをつけて10時集合とか言うてくる。ほとんど毎日定点で定点というところもおかしいですが、調べてある地域が幾つかあって、日課のように犯罪をする。もちろんドアをいろいろとピッキングであける、そういうふうに行っているのを見まして、犯罪が増えるというのは、これはなかなか大変なものだなと実は思ったことがあるんですよ。

恐らく、防犯カメラを設置してあるようなところには、まずそういう調査に行かなくなると言うんですね。そういう効果が抑止的な効果としてあるんじゃないかなとちょっと思ったりもしているんですが。

ただ、実は、大分前ですが、コンビニエンスストアがちょうどできたところに、コンビニに監視カメラを入れることについて顧問先から意見を求められたことがありまして、そのときには、「防犯カメラ設置店」とかいうようなことまで表示しなさいというようなことを言いました。それは、お店に行く人が、ここにはカメラが設置されているということをわかってなおかつ行くということで、自ら肖像権を放棄するというところもおかしいですけども、法律的に言えばそういう形で、任意で、本人が同意した上で映されるという観点があると思うんですね。

それからもう1つは、テープの管理を厳重にして、余り自由にだれも見られる

ようにしてはいけませんと。それから、防犯上必要な期間を経て後、一定期間が過ぎたらテープは廃棄しなさいと。その期間をどうするかというのはなかなか問題があって、1カ月にするか2カ月にするか、それはテープをストックしておく必要もあるものですから、その辺のことが問題になりました。

それから、最近では、電子情報というかデジタル情報になると、それが自由に転送可能になりますので、そういう問題をこれからどうするのかなということを考えておきまして、そういうことを考えると、プライバシーの保護という観点からは、恐らく個人情報としての肖像なり、映される被写体の人の権利というものをどうやって保護するかという意味では、広い意味での個人情報保護なりプライバシー保護の施策とある程度レベルをきっちり標準化して、なおかつその上での被写体なりの肖像権の保護という特別の要素が加わるのではないかなと思うんです。

そういう意味で、私は、杉並区の個人情報保護条例なりが、条例としてもし施策を考える上では、その中で定められている個人情報保護の基準のようなものは最低限カバーできるというか、そこを満たすものにする必要が多分あるんだろうと思いますし、それから条例を超えた部分というのは、恐らく個人情報保護条例なんかでの杉並区における民間業者をどう規制するかという問題と、多分一致してくる論点が出てくると思うんですね。

この論点は、今国の方で進めている個人情報保護施策の中での各都道府県なり市町村の条例の中での民間規制をどうしてもらおうかという議論にも実は絡んできて、これは今、ちょうど昨日、国民生活審議会の個人情報保護部会というので私もちょっと委員をさせていただきまして、そのあたりをどうするかということで、昨日は三鷹の市長さんも委員でいらっやっています、自治体と国の個人情報保護の施策の調整をどうするのかということを考えていきたいということを発言されていたんですが、恐らくこのカメラの問題も、そういうレベルの調整の理論的なところがかなり応用できるんじゃないかと考えたりしています。

そういう意味では、かなり防犯の予防的効果とか、それから、実際にそれによって犯人が検挙されたようなことによる救済の実例等も考えると、なかなか設置を規制するところの問題というのは、恐らく1つ設置基準なりというのは、必要性なりはそういうところになると思いますので、そのあたりが、それにかわり得る措置としてほかのものがあるのかどうかということと、設置の必要性みたいなものが設置

についての論点ということになるでしょうし、設置された後の規制となると、個人情報保護の法律、条例、それから業界のガイドラインというようなものを念頭に置きながら、諸外国の例も参考に、1つ新たなものがこの会議でご提案できると、これは非常に、先ほど前田先生の方からも注目すべき点だとおっしゃっていましたが、私も、日本における新たな条例化の1つの参考例になると思ひまして、今言ったようなところを、これまで個人情報の保護ということについて考えていた観点から今回考えさせていただいて、何がしかの条例なりできるといいなと思っております。

会長 どうも、皆さんからの貴重なご意見、拝聴いたしまして、ありがとうございます。

次には私が申し述べる順序になるわけですがけれども、私は余り深く考えたわけではございませんけれども、考えてみますと、今までお三方のおっしゃったところの域を出ません。私が考えておりますことも、皆さんが思っておることと共通の問題点でございます。もともと私、区長さんからこの委員会にというお話があったときに、それはとても私の手には負えない、あれは非常に難しい問題だということをおし上げて辞退いたしましたぐらいでございます。現段階では皆さんのご意見に尽きておりますので、ちょっと私の意見をここで申し述べることは差し控えさせていただきます。

次に、順序といたしまして、事務局の方では、資料5というので先ほど事務局のご説明がありましたが、検討課題ということについて皆さんの意見を伺ってほしいということでございます。この検討課題、先ほどご説明あったんですが、これについて何かご質問でもございますか。これはどういう意味かというふうなご質問でもあれば、それを最初に伺いたいと思ひますが、ございますでしょうか。

三宅委員 先ほど前田先生の方から、カメラの呼び名、監視カメラというのはちょっと抵抗があるとおっしゃったんですが、我々としてはどういう呼び方で呼んだ方がいいのか、ちょっと気になったんですが、どうしましょう。

前田委員 一般的には防犯カメラという言い方が普通じゃないか。

三宅委員 この調査報告書、資料8だとコミュニティセキュリティカメラ、これは一番進んでいるイギリスの名前を持ってきたもので、これを日本に翻訳するとどうなるんですか。

会長 次にめくったところに、街頭防犯カメラという コミュニティと街頭と

は違うとは思いますがけれどもね。ただ、コミュニティというと非常に、外へ向けられたものの印象を与えますよね。だけれども、私こんなことを発言しちゃうのはちょっと早過ぎるかもしれませんがけれども、よくコンビニや何かの中には「防犯カメラ作動中」ということがありまして、あれは中へ向けたもので、銀行なんかでもそうですが、防犯カメラという言葉をよく使っているようですけれども、コミュニティというと、ちょっと何か公共の場所だけを対象にするカメラというふうな受け取られ方になりそうな気もするんです。防犯カメラという言葉は、いずれにも共通するような気もしますがね。

前田委員 私もそう思うんですけれども。

石村委員 ただ、問題は、要するに防犯目的だけではなくて、例えば交通管制とか、それから、いわゆる規則等の遵守状況をモニターするというのも基本的にあるわけですから……。

会長 高速道路のやつですね。

石村委員 ええ。それから、要するに民間施設なんかとか、そういうものにつけているものはそういうものがあるので、防犯ではないと思うんですね。防犯という形だと、防犯目的以外のものはこれは関係ないということになるので、防犯というんじゃなくて、コミュニティという場合も、コミュニティという使い方というのは、例えば大学なんかも大学のユニバーシティーコミュニティと言いますし、そこへつけるカメラもコミュニティカメラというんですよね。ですから、英語の訳でコミュニティという場合に、社会とかそういうんじゃなくて、だから、コミュニティ全体の問題ですから、多分、できるだけ監視とかそういうものは避けた方がいいという議論と、監視というものとプライバシーをどういうふうに接点を探るかという形で考えていく場合には、むしろ監視という用語を使った方が、逆に、やはり監視ということは好ましくないんだ、基本的には。したがって、その問題に対してプライバシーをどうするかと。私ども、できるだけそういう問題を避けようとする傾向があるんですけれども、それが本当の意味でいいのかどうなのかですね。

ですから、基本としては、セキュリティカメラだと安全カメラという形もありますけれども、それでは、先ほどから言っているようないろいろなコンプライアンス目的で設置していける、そういう要素も含んでいるという場合なんかは、やはりそれは監視なんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

前田委員 これはかなりイデオロギー性を持ちちゃうと思うんですよ、監視カメラとやっちゃうと。ですから、都知事が、杉並は監視カメラという形で、要するに安全カメラの足を引っ張ろうとしているんじゃないかというふうにとったというのも、監視カメラという形でやっていけば、そう思われると思うんですよ。

今の全体の流れとして、ですから、防犯のためのものだけじゃないというのはそのとおりなんです、あえて監視カメラというのを使っちゃいますと、やはり杉並はカメラ消極区であると。もちろん、プライバシーを保護しなきゃいけないという観点も入れなきゃいけないんですけれども、要するにすべて法律問題はバランスなんだと思うんですけれどもね。ただ、それを監視カメラという題が象徴しちゃう可能性はあって、私は杉並区にとっては非常にマイナスになるんじゃないかなということに危惧する。

もっとニュートラルな名前にしておいた方が、何かカメラ自体に対して非常に危険なものという意識を強く出し過ぎるんじゃないかという感じが　もちろん、内在的にカメラというのはプライバシー侵害を持っているわけで、マスコミのカメラだってみんなそうなんだと思うんですが、今は、一時期よりはカメラ自体の侵害性といえますか監視性みたいなものというのを、それほど強調しなくなっているんじゃないかなという感じもするんですよ。大体のところではいろいろ防犯カメラという言葉が使われている中で、杉並だけが監視カメラという言葉を残すと、ちょっとぎらつくんじゃないかなというぐらいのことですけれども。

三宅委員 私もよくわかりました。

会議の設置要綱が「杉並区監視カメラに関する」とありますから、一応これはもう既に設置要綱として定まっているから、監視カメラと呼ばなきゃいけない状況のときは監視カメラと呼びますが、場合によっては防犯カメラと言ったり、地域を撮影するようなカメラとか、多少使い分けをさせていただきながら議論をさせていただくような形でよければ……

会長 これは最終的にどんな答申になるかということと関連してくると思うんですよ。今申し上げたのは、先ほどの事務局の説明によると、いわゆる個人のテリトリーに向けたカメラというものになりますと、これも条例化の対象にするのかどうか、そういう条例化の対象にする範囲の問題とも絡みますので、今のところはその点は、今三宅先生がおっしゃったように、いろいろな呼び方であれしておいて、

最終的にはどういう形にするかということを決めたいかがでしょうかね。

三宅委員 私も、そういう了解事項であるなら、自分で使うときには一応留保がされているということであると思うんですね。

会長 確かにこれは、今前田先生がおっしゃったように、イデオロギー的という
と大げさですけども、どっちに重点を置くか、人権に重点を置くか防犯に重点を
置くかということのあれで、非常に呼び方が異なってくると思いますのでね。

では、それはそういうことにいたしまして、ほかに何かございますでしょうか。

石村委員 そういう議論をしてくと、プライバシーという用語自体が、日本の
法制度の中では確立してないんじゃないかとか、そういう議論になってくるので、
そういう、逐条的に1つ1つの用語について余り神経質に、センシティブになり過ぎ
ると議論ができなくなりますからね。

会長 特に現段階ではですね。

石村委員 ですから、ここで書いている、資料5でも、プライバシー保護なん
という、プライバシーなんか日本の法体系の中でないんじゃないか、何でこんな英語
を使うんだという議論になるので、だから、その辺は最終的に、定義とかそのと
ころでどういうふうに考えていくかということか……（テープ反転）
……なと思いますけれども。

前田委員 ただ、実態として今話題になっている部分を外しちゃうとあれなんで、
今問題になっているのは、防犯のために設置されていくであろうカメラが中心にな
っていることは間違いない。その意味では、あらゆるカメラの問題をすべてここで
対象にするのがいいか、次の定義と基準の問題にもなると思うんですけども、あ
る程度絞り込まないと、議論がぼやけるかもしれないんですね。ですから、大学で
学内の授業に入れるカメラの問題とか、そういうのもみんなつながってはいるん
ですが、今問題になっているところと分けた方がわかりやすいかもしれない、そんな
感じがするんですね。その意味でも、防犯という感じが中心になって話題になっ
ていることは間違いないと思っているんですけども。

三宅委員 今、私なぜ問題提起したかというのは、多分これは本質的なところ
にもつながってくるし、今言った、ここでの意見を集約するときの範囲というん
ですか、条例の設置なのか、もう少し広い範囲でのガイドラインみたいなものも提
案するのかということにも絡んでくると思うので、呼び名は防犯カメラと言ったり監視

カメラと言ったり、地域を撮影するカメラと区別して私は呼ばせていただきたいと思います。そういうもののどこまでを対象にするのかということだろうと思います。

ただ、杉並区さんがこういうご提案をされるということで、条例化をもし念頭に置くとする、検討のアプローチとしては、コアな部分として、条例化でどういうものを対象にして、どういう規制ができるかということ、それを1つ考えて、それで民間部門なり国の機関との調整ということになると、条例と法律の調整とか条例と政令との調整とか、それから、民間部門を規制するときの民間の規制がどこまで条例でできるかということが出てきますから、物の進め方というか議論の進め方としては、条例をある程度つくるようなイメージで進めていって、その中でまた第三者機関を設置するかどうかというような議論も含めて、その条例の効力の延長上に、今言ったように、国とか他の自治体とか、それから民間の企業との関係というのを考えていくような考え方の方が、何か議論としては進みやすいかなと思うんですけども、それはどうですか。

石村委員 1つ、より大きな問題として、国の法律をつくる時もいろいろ議論したんですけども、その問題で出てきたのは、国は行政機関で、あとはいわゆる努力義務規定か何かを、裁判所とか、それから議会の方はそういうふうにやってくれという形で、行政機関を中心とした法律をつくっていけばいいんだと。あと、それでは民間はどうするんだ。それはできるだけ自治体レベルでどういうふうに検討するか考えてもらおうと。

では、今度は自治体の条例で、もし民間機関も含めて規制をするということになると、民間のカメラに届け出制とかそういう問題が出てくるので、そうすると、報道機関なんか恒常的にもしビデオカメラを設置するとか、あるいは移動式のものを持っていくという場合に、民間の規制もかけちゃうかどうなのか。そうすると、この区内では、こういうカメラを持って歩くときはみんな役所に届け出てやらなきゃいけない、これはやはり不健全じゃないか。

だから、役所がやってくれる部分については、条例の場合も、できるだけ官のところだけやってほしい、あるいは官民双方を規制するという形でも、本当にそこには基本原則ぐらい、基本原則でもやはり報道機関とかの問題が出てくるので、やはり官中心になって、民についてはできるだけ各業界のガイドラインでしてもらわ

ないと、今回の個人情報保護法と同じ問題が出てくるので、ここはセンシティブに考えていかないといけないんじゃないかという議論をしたんですね。

会長 そうすると、今の石村先生のを具体的にあれしますと、例えば区道に設置する、それはいいと。しかし、例えば町会がつけるとか、あるいは商店会がつけるとかいうのについてはガイドラインを示すにとどめると。

石村委員 ですから、モデルをつくったりするのがいいのかなど問題があるんですけども、自治体がモデルをつくって、それをやれという、生活安全条例のあれと同じようになっちゃいますから、そうすると、市民の目線でそういうものを見るということが全然できなくなってくるので、一番の問題は、各業界団体がそういう自主規制でガイドラインなり運用基準を自分らの力でつくれるということが一番だけれども、つくれないものですから、どうしても日本は行政がしゃしゃり出てしまう。最後には総務省か何かが全体を規制するようなものをつくって、地方自治も何もなくなっちゃうわけですよ。だから、それはどうするか。ですから問題があるんですけども。

だから、もし条例で官民双方オムニバス方式でやるというふうな形になったとすると、基本原則すら、書いてしまうと、今度はこういう移動式のカメラはどうするか、これは防犯目的じゃないんだというけれども、もしこれを、このカメラで例えば撲打している人を流すとなると、これは完全に防犯目的になりますから。そうしますと、そういうテンポラリーのカメラ、固定的なカメラの規制も、これもどこかどうするかという問題になりますから。

会長 各テレビ会社だったら固定カメラつけているでしょう。

石村委員 ですから、イギリスなんかでも、この資料は、役所がつくったものなので何も紹介してないんですけども、イギリスの資料では、自殺している場面を監視カメラがとらえて、自治体がやっているのがとらえて、それを報道機関に渡しちゃったんですね。その本人が今度裁判を起こしたんですね、自殺未遂だったものを放映されたという形で。

同じように、そういう問題があるし、それから、もう1つ民間機関で一番問題になるのは、イギリスで問題になったのは、水着の試着室に商店主が監視カメラをつけた。なぜか、水着をそのまま着て逃げてしまうお客さんがいるものですから。では、それはどういうふうに規制するのか。官が規制すべきなのかとかあるので、そ

れを民の力でどういうふうにできるかというルールをつくらないと、結局、行政権を単に肥大させるだけで、余りいい傾向がないんじゃないかということも1つ考えとしてあって、だから、できるだけ、例えば民主党が出した案もそうなんですけれども、官だけを規制する、行政だけを規制する。そうすると適用除外は要りませんから、これは民間のカメラですから。

ですから、そういうところの部分はどういうふうに考えていくかというところ、ですから、民がガイドラインでやってもらえばそれはいいので、どういうふうに見ていくか。これは防犯目的でないという意味もないしね。

三宅委員 私も、実は個人情報保護法の提案のところから法律制定までずっとかかわっていたんですが、民と官を一緒に規制するものをつくるというのは、実はなかなか大変な、いろいろなりアクションがありまして、まず報道機関から除外の形をどうするのかという議論が出てくるんです。

それで、これはもう少し検討を要しますけれども、今の個人情報保護法というのは民間を対象にするものですが、一応データベースが前提になって、政令で定まるものとしては5,000人以上のデータベースがあるものが対象になるんですが、コンピューターのデータベース以外にも、体系的に整理されたもので政令に定めるものというのは、個人情報保護法の対象になるんですね。法律の政令で定めるものに入るかどうかは別ですけども、監視カメラでずっと定点で監視していると、1日に何百人なりになって、それを1カ月ぐらいストックしたら、当然5,000件超えますから、本来的には法律が対象とすべきものと同じようなものになるんじゃないかなと思うんです。そうすると、これは個人情報保護法の本来対象になるべきものになるかもしれませんが、民間としては。

それは政令で定めるかどうかによりますけれども、そうやって個人情報がストックされるものが民間でずっと出てくるとすると、これは当然個人情報の保護として開示をどうするのか、それから、その使い方について、おかしいことをしていたら利用停止をどうすべきか、これは個人情報保護法の問題になりますから。それが個人情報保護法の対象にならないとしても、これは人格権に基づいて、利用差止めの請求とか人格権に基づく開示請求というのは当然裁判上も起こってくると思いますので、民間の規制は、ある程度個人情報保護法で基本的なところは多分できているのではないかなと思うんです。

それは石村先生にちょっと検討していただかなくちゃいけないけれども、そうだとすると、官と民をある程度分けて、杉並は杉並の、官の部分はこうしますよというのをある程度出して、その上で個人情報と同じようなレベルでのガイドラインをある程度整備して、杉並では、できればこういうふうにやっていただきたいというようなものを提案するぐらいなら、これは国の法律のレベルともほぼ合うので、今全くの思いつきなのであれですけども、どうかなというふうに今ちょっと思ったんですけども。

前田委員 よくわかるんですけども、カメラで官主体のものというのはどれだけあるかという問題ですよ。

三宅委員 もちろんそうなんです。

前田委員 逆に、官に関するもので警察が絡むものだとすると、条例でコントロールするというのは無理ですよ。

会長 ですから、官のものという意味は、おっしゃるのは杉並区の設置するもの、そういう趣旨でしょう。だから、国や都のものはちょっとできないんですよ。

三宅委員 それはまたガイドライン的なもので調整するかという問題があるし

……

会長 だから、そこは、都や国のになったら、杉並区ではこういうふうにしてるのでということで協力を求めるというだけにとどまることになるんですけどね。

三宅委員 それで、都や国はということになると、今度は行政機関個人情報保護法が多分かぶってくると思うんですけども、これもまたデータベースが対象ですけども、すべての文書が個人情報保護法の対象になるわけですから、文書というのは電磁的記録も含むということですから、国が設置するものは、恐らく行政機関個人情報保護法の対象になる開示とか利用差止めとかの対象になりますね。

それで、多分、都の場合の警視庁はどうなるのかということ、これは東京都の個人情報保護条例の中で、対象機関に警察なり公安委員会を入れるかどうかという議論が出てきますね。それによつての規制がかなりできるようになるんじゃないかなと思うので、そうすると、杉並区にある都とか国のものについては、基本的なプライバシーの保護との調整のレベルは、そういう行政機関個人情報保護法や都の個人情報保護条例でできる。

となると、あとは、それを踏まえたガイドラインみたいなもので、杉並区に設置

されている都や国のものについてはこういうふうにして協議したいというようなレベルのものであれば、要綱レベルなりガイドラインのものなら、杉並区としては提案できるだろう。これを提案する方がいいのかどうかというのはもうちょっと議論が要りますけれども、せいぜいその程度にとどまってもいいんじゃないかなという気もするんですけどね。

前田委員 ですから、私は、条例にするかどうかというのは難しいと思うんですけども、結局何のために区長が提案されたか。具体的に意味のある結果が出てくるといふ観点からいきますと、あふれ出している民の世界の、警備用も含めて、防犯カメラみたいなものについてのガイドラインを示すということ、そこに踏み込まないと、だから、それを条例化しちゃうというのは問題だと言われれば、それはあれなんですけれども、そこが課題になってきて、恐らく警視庁がやったようなものとかなんとかというのは、プライバシーのことも万全に近く考えて、それはもちろん議論の余地はないわけではないんですけども、ですから、こっそり撮るといふようなことはそもそも考えてないわけですよ。完全に明示して、大きな看板を立てて防犯カメラを使うのが防犯カメラのあり方。ですから、このアンケートの中でも、知らない間に撮られている云々というのは、防犯カメラの概念とは原則として合わないんですよ。明示して、あなたを撮っていますよという形でやらないといけない。

だから、そういう対応のことを、ただ民間のカメラの中には、水着の何とかとさっき出ていましたけれども、そういうようなものまで広がっているとすると、やはりコントロールしなきゃいけないところは残っていると思うんですね。それについて、区民から見て安心のできるような設置の仕方と、それからもう1つ、三宅先生がご指摘になっているような、得られた情報の管理ですね。むしろそっちの方が法的には重要なんだと思うんですけども、1つはカメラをどう設置するか。正当な目的のもの以外のものが、実は結構杉並の中にも出てきているかもしれない。出てきているとすれば、それはやはり私は民間の問題で、公が不当な目的の、何か盗撮カメラみたいなものをやっているわけではないと私は思っているんですね。

そうすると、民間のそういうカメラみたいなものについて区がモデルを示して、業者の方と話し合っ、自主的にそちらの側で決めていただくのもいいと思うんですけども、何らかのアクションをするということは非常に意味があるんじゃない

いか。今まさにカメラがばっと日本でも増えそうなところでこれを提案できれば、非常に、一杉並区だけでなく、いろいろなところに大きな影響力を持っていくというふうに考えるということなんですね。

石村委員 ですから、今の前田先生の意見、1つの問題というのは、例えばショッピングモールなんかでも、民間の機関もあれば、それから公的機関もごっちゃに入って、その中へシステムとして監視カメラのシステムができていますよね。それを分けて、では、官だけを規制する条例をつくった、それでは民の部分については適用にならないのかという問題が出てくるものですから、では、条例というものが官だけを規制するようなセクトラル方式でやるというふうになってきますと、そういう場合にどうするかという問題が当然、公共空間というのは必ずしも民が関係しないわけではないのでね。

それからもう1つは、先ほどあったような、民間機関の監視カメラの映像がコンビニからそのまま警察へ行くとか、そういうふうになりますと、民と官を分けて考えられるのかどうなのかという問題が当然あると思うんですね。

ただ、そういう前提があるにしろ、民の取り扱いというものについては細心の注意を払わないと、前に個人情報保護法をつくる時に問題になったように、報道機関とかそういうものが非常に大きく左右をされてくるので。ですから、その辺をシビアに我々は受けとめないで、確かに官と民を分けて考えられない、だから、できるだけ強力にやった方がいいんだという議論もあるにしろ、民の部分に官がしゃしゃり出て行って余りにも介入するというのをどうするか。

ですから、例えばマンションのあれなんかでも、いわゆる要綱みたいなものをつくって、その中で民間に指導したり、それから民間に協力を願うという仕組みがありますけれども、あれも多分、条例でやるというよりも、そういう1つの何か指導要綱とかガイドラインのようなものでやるような方法があると思うので、私は、考えとすれば、条例というのは本当に基本的なものでいいし、むしろ条例で定めていたきたいのは、例えば監視カメラというのは、このままだと、条例をつくればどんどんどんどん設置していいのかという問題になると、日本は監視カメラ列島になっちゃうんですね。

そうじゃなくて、例えば評価委員会のようなもの、国によっては評価委員会、監査委員会、ペナル、いろいろな議論をしていますけれども、そういうところでゼロ

ベース審査をする。例えば要らなくなったものはゼロベースで設置をやめてしまう、廃棄するとか、そういうものも含めてやらないと、この辺の問題がどうなってくるのかということについては、むしろ官の役割というのは、そういう官が設置するカメラなんかについての、むしろ、予算をつぎ込んで効果がどうか分からないのにどんどんつけていいのか。

イギリスでも問題になっているのは、確かにここではいい資料ばかりついているんですけども、膨大な金を使っている割には、その費用対効果で、本当にこのシステムがどうなのかということについては正当な評価がないというふうに、大学の教員なんかは非常に言っているんですよ。

同じ問題が、警察なんかは資料をつくると、これは役立つ役立つと言うわけで、だけれども、それは内部の仕組みの中ではコストパフォーマンスがどうか知らないけれども、プライバシーを守るコストというものも中に内部化して、外部経済の部分を内部化した形で仕組みというものは考えていかなきゃいけない。それでは、外部経済的になっている部分というのは何なのかという議論をきちっとしていかなないと、それがここで議論すべき論点の1つではないかなというふうに感じるんですけどもね。

会長 基本的な問題でいろいろご意見を伺ったわけですけども、これは、いずれまた事務局の方がどういうふうにおまとめになるかを考えていただきたいんですけども。

区の方としては、今ご議論の出た、どこまでを対象とするか、あるいはどこまでを条例化するかということはある程度お考えになっているんですか。それとも、まだそこら辺は白紙でございますか。

総務課長 区としては現時点では白紙ということで、この会議でご議論、ご提案をいただいて区としては考えていきたいということで、区としては今のところ白紙というふうに考えております。

三宅委員 石村先生は何かモデル案みたいなものをお考えになっているんですか。

石村委員 いやいや。私は、一番先に考えたときに、官民双方を規制して、一種の民間については届け出制みたいなことも考えたことがあるんですよ。そうしたら、それをやったら、結局、個人情報保護法の問題の二の舞になって、役所が民を徹底

的に監視しようとかじゃなくて、むしろ監視カメラを監視するのは市民なんだという1つの、市民の目で監視カメラの仕組みを監視していこうと。市民という概念はまた、何なんだ市民はという議論が出てくるので、住民と言ってもいいんですけども、住民の目線で考えていこう、監視カメラを監視していこうというときに、どういう基準が出てくるのか。

ですから、確かに、先ほど言ったように防犯だ防犯だという議論はわかるんですけども、防犯というものについては、市民の目線で考えた場合いろいろなものが入ってくるので、そこをどういうふうに入力できるのか。ですから、逆に言うと、自治体はいろいろなカメラを設置されているけれども、それを市民が監視できる市民参加型の仕組みをどういうふうに進めていくか。

確かに、歌舞伎町とかそういうところに設置されているのは、僕はプライバシー原理主義はとらないんですけども、ですから、あれはいいという議論と、あれは余りにも行き過ぎじゃないかという議論があるのは、みんなよくわからないからですよ。だから、その部分について議論をどう考えていくかということですね。

それから、最高裁の判例で、要するに本人の同意というけれども、では、本人の同意をとった上でどんどん撮れるかというのはできない。ですから、必ず監視カメラについては、「ここに監視カメラが設置されています」とか「作動中です」という形で、それに同意した形で、黙示の同意を得た上で、本人の姿態とかそういうものが撮られているんだという議論をしているんですけども、それについても、市民レベルからすると、まやかじゃないかという議論もあるので、ただ、そういうことに対して、役所の目線じゃなくて市民の目線で、もうちょっと真摯にそういう問題について私も考えていけないなという感じですね。

前田委員 ちょっとそのことに関して。まさに私は、区長さんが提案されたのは、市民の目線で、要するにカメラをどうすれば住民のメリットになるかということを考えていとおっしゃったというふうに進めたんですね。

市民というのをどうとらえるかという問題になっちゃうわけですけども、区がいろいろな形でモニター制度なんかを使いながら吸い上げて、具体的にどういうガイドラインをつくっていくのがいいか。条例までしちゃうと、また官が縛るというような感じがより強くなるかもしれませんけれども、ただ、逆に言うと、市民の目線、そこも、だから調べていただきたいと思うんですが、かつての住民の感覚で、

カメラで撮られることのデメリットを強く感じていた時代から、そういう自由が侵される時代から、安全で安心して暮らせる杉並区ということを強く望む住民が増えているんじゃないか。私、このデータを見ても、これだけ4年間に倍増するような、東京の中でも特に増えているところだと思います、後で調べてみたいと思うんですけども。それが恐らく住民の意識の中にも入り、まさに杉並区民がどうお考えになっているか、それを踏まえて警察が設置する。

ただ、事実上、警察が主体となって設置するカメラというのは、恐らく、歌舞伎町の後、宇田川町に入れて、それで池袋に入れて、終わりだと思うんですね。あとは、小岩や何かで行っているように、みんなが500円ずつ持ち寄って、地域の人たちが自分たちの手でよくしようと。ただ、それも非常に人権侵害的な面があるので、要綱案をきちっとつくるというようなことをやっているわけですね。そういうもののモデルみたいなものを何らかの形で示すというか、それも、杉並区で現に行われていることを踏まえて、こういう問題があるから、ここをこうしましょうというような形を、まず設置の仕方、恐らく1つの柱になるのは、こっそり撮るのはだめだという基準が1つ出てくると思うんですね。それからもう1つは、撮ったデータの保管を透明なものにしていく、その方法をどうしていくか。ただ、それも、杉並方式というようなことになっていくんだとすると、前提として、杉並区でどういう問題があって、それをどう直していくということが少ないと。ですから、8月、9月に情報が集められますよね、そのところがベースとして非常に重要じゃないか。

今どんどん動いていっていますので、我々が認識しているのとまた違うような意識が区民の中から出てくるかもしれない。そういうものの上に一番、そういう中に、カメラに対する拒絶反応がどれだけあるかというようなところが私は見えてくるんだと思うんですけども。

会長 ありがとうございます。

それでは、今ちょっと意識のお話も出ましたので、最初の問題もまだ半分というか、入り口だけで過ぎたよう形ですけども、アンケート調査、区民意識調査、実態調査、これについて、今1つの案を区の方で示されていますけれども、これについてご意見を伺いたいと思います。資料6でございますけれども。

前田委員 前提として、事実として、こっそり撮っている防犯カメラというのは

ほとんどないということが前提ですので、こっそり撮られているのは不安じゃないかという設問事項自体が、何か1つの方向に誘導するような質問の形に見えるんですね。防犯カメラである以上、大きな旗を出してとか看板を出してやっていますので。

会長 どうですか、区の方のあれでは、いわゆるこっそり撮っているというところかしいですけども、何らカメラ作動中という表示なくて撮っているカメラというのは、街頭や何かに方々に今現にあるわけですか。その辺は区の方はお調べになっていらっしゃると思いますが、杉並区の中において。

石村委員 いわゆる覆面カメラ。

総務課長 公共空間という意味では、警察が浜田山地区にスーパー防犯灯を設置しています。それから商店街、高円寺の南側に高円寺パルという大きい商店街があるんですけども、アーケード改築と同時に、セーフティー設備、セーフティーカメラという名称で、約20台ほどカメラを設置しています。ただ、それが表示してあるかどうかというのは、申しわけございません、ちょっと確認はしてないんですけども。

会長 それはどこが設置したんですか。

総務課長 それは商店街です。 組合ですね。

会長 商店街の組合としてですね。

前田委員 ですから、防犯カメラの原則形は表示しているというだけで、恐らくサラ金業者がやっているカメラとかなんとかというのは、こっそりに近いようなものがかなりあるということもあると思うんですね。むしろ、だから我々から見ると、その手のもので撮った画像が乱用されたりとかなんとかということはかなり問題があり得るんだろうなと思っているんですね。

ですから、いろいろな態様があると思うんですが、ただ、カメラ自体が原則こっそりやっているというのは、ちょっと我々の感じからいくと違って、防犯カメラである以上、原則は表に出して、むしろ出すことで犯罪抑止をねらっているんですね。

会長 今の設問はどれでしたかね、こっそり撮られて不安があるかというのは、問3ですね。「監視カメラによって無差別に撮影されているという不安感がありますか。」「強い不安感がある。」これですかね。

三宅委員 それは、でも、こっそりとは書いてないから。

石村委員 無差別に撮影だから、何もこっそりではないけどね。

会長 こっそりということ、知らないうちにというのはありましたかね。問7が「いつ、どこで撮影されているかわからないから。」これかな。

三宅委員 むしろ利用ですか、データの保管等についての質問が、逆に、前田先生のお話だと必要かもしれませんね。

会長 そうですね、それはあった方がいいかもしれませんね。

前田委員 私が感じたのは、いつ、どこで撮影されているかわからないというところでちょっとひっかかったというぐらいで、これは直していただくほどじゃないのかもしれないんですけども。

会長 問7ですね。問7のですね。

三宅委員 独立項目としてもし立てるとしたら、「記録された画像（録画）がどのように使われているかわからないから」というのがありますよね、こういうのをもう少しあれするのか……。

前田委員 どうしても2本柱で、さっき、事務局も検討項目として柱を2本立てていらっしゃるように、設置に当たっての基準と利用に当たっての基準、まさにそのとおりだと思うんですね。ある意味で、個人情報という意味では、利用に当たっての基準の方が……

石村委員 設置の場合も、設置のアングルからありますからね。例えば私人の家なんかが入ると、これはプライバシーの問題が出てきますから、ですから、私人の住居が入らないように設置の範囲をどうするかとか、そういう問題が全部出てきますから、設置が全然関係ないというのは……

前田委員 そのとおり、両面だと思えますね。この質問項目だと、ですから、利用の方がちょっと弱いかなというご指摘だと思うんですけども。

会長 どういう設問にしたらいいですかね。あるいは文章は後で整理していただくにしても、設問としてどんなものをつくったらいいか、ちょっとご意見があれば。利用についてですね。

前田委員 自分の画像が長く保存されたりほかに転用されることをどう思うかということなんですよ。あと、それに対して自分が見られるようにしてほしいかとか……。

会長 当事者公開の問題ですね。

前田委員 個人情報はどう見るかという問題。

前田委員 ただ、実際は、何か要綱をつくるときには、得たデータをどうするかというのはきちっと書かなければいけないと思うんですけども、確かにアンケートで聞くというのはちょっと難しい。

会長 ちょっと難しいアンケートですね。

三宅委員 今のは、問8で「何らかの基準が必要である。」とか「基準は必要ではない。」という、本当は「何らかの基準」のところがもう少し具体的な方がいいかもしれないですね。

会長 そうですね。「考えられる基準としてどんなものがありますか」というような設問があると まあ、答えても答えなくてもいいんです。

三宅委員 今おっしゃったような、自分で見れるようにしてほしいとか、何かそういう具体的なことを書くとしたら、ここで複数回答 にして、必要と求められるような、どこに設置してあるのか知りたいとか、それから、撮られた、記録された画像をちゃんと自分で確認できるようなものにしてほしいとか、そういうような回答を幾つか入れる方が、問8は実質的にはなりますよね。設置の仕方とデータの保管と、それから、先ほどおっしゃった市民の目線で、第三者機関的なところでチェックするとかいうようなことを少し入れられれば、問8を複数回答のそういうのにしてしまうのであれば、「必要ですと答えた方は、どんな基準が必要ですか」を入れてもいいですよ。問8で必要ないというならもういいので。

会長 問8の「基準が必要である」と答えた人に対する……

三宅委員 対して何かそういうものを少し具体的に入れると。

会長 こっちから具体的にその基準の案を示すか、それとも、基準として考えられるものはどんなものがありますかという質問だけにとどめるか、その問題ですね。

僕はむしろ、これはご意見はいろいろあると思うんですけども、余り具体的にすると誘導するようになるでしょう。ですから、「基準として考えるものがあれば記してください」と。

石村委員 そうですね。だから、非常に難しいのは、これはアメリカかどこかで、クエスチョンを出すときに、クエスチョニングするときに問題になるのは、例えば娯楽目的で、いわゆる監視カメラで撮ったものを報道機関に流すわけですよ。報

道機関は娯楽なんですよ、はっきり言って。娯楽の時間にそれを流すわけですよ。「これをどう思いますか」と聞くと、いや、おもしろいとみんな答えるんですね。だから、そうじゃなくて、犯罪の摘発のために、指名手配のためにそれを流すならいいんだけど、そうじゃなくて娯楽目的で、そういう犯罪がこうやって捕まったと娯楽の時間に流すとすれば、これは、本来の考え方からすると非常に問題なわけですよ。

だから、いろいろなところの国の運用基準を見ますと、娯楽目的ではこういう監視カメラの映像は流してはいけないというふうにルールをつくっているわけですよ。そうすると、娯楽目的なのか、いわゆる指名手配とか犯罪の摘発のために、捜査のために使うのかというところなんかが出てくる。でも、市民の感覚でいくと、逆に娯楽目的に使ってもいいんじゃないかになっちゃうので、だから、そこは誘導を余りしないような形にしないといけないかなと思うんですけれどもね。

それから10番なんかも、「長崎市の」とか書いていますよね。だけれども、読売新聞の7月15日の夕刊では、先ほど言ったように、大阪でコンビニの防犯ビデオに映った中学2年の少年が痴漢容疑で警察の事情聴取を受けたけれども、結局別人であったという問題が出ていますから、では、これの例だけを挙げてそっちの例を挙げないという形がいいのかどうなのか。だから、これもある面で非常に誘導になっちゃうんですよ。

会長 ちょっと10番、アップデートの問題過ぎて、アンケートを出す方は、恐らくこのことは常に念頭に置いてお書きになると思うんですよ。ですから、この事件についてどう思うかという……

石村委員 でなければ、もう1つ書くかね。

会長 そうそう。だから、あえて問10が必要かなと、僕個人としてはちょっと疑問には思うんですよ。

前田委員 私もそう思いますけれどもね。これはアンケートとしては要らない。

区長室長 ただいまのは確かにそうだと思います。これ以上アンケートの項目を広報で、全区民対象にとるとしますと、量的にはもうこれが限界です。そういった意味では、先ほど委員の方から出されたご意見、それから、問10につきましては、11と同じと考えてもよろしいかと思しますので、その辺考慮しまして案をつくって、もう一度これを委員の皆様にご確認した上で出すようにしたいと思います。

会長 11はどうですか。

石村委員 何を書いていいか、イメージがわからないから……

会長 アンケートとしては、このことを考えながら皆さんアンケートをお書きになると思うんですよ。ですから、もしどうしてもあれなら、「以上の点について、つけ加えることがあったら何かお書きください」ということで多少余白をあけておくとか、そのような程度にとどまっていればいいんじゃないか。

石村委員 幾つかの案を、こういうことをやっている国もあるくらい書けばまだ、ああ、そういうものがあるのかとわかるけれども。

会長 これだけの 10、11 はちょっとどうかなという感じを、私個人としては持ちますがね。

石村委員 自分らは勉強してよくわかっているという線で、学生に説明すると何でわからないんだと思うというのと同じで、専門家が外へ出す場合に、自分らがわかっているのを当然という考え方はよくないので。

三宅委員 つけ加えるような感じのもので、おありでしたらというような感じにしていただければいいんですよ。

あとは、問 10 がなくなるのであれば、少しスペースがあるとしたら、先ほど言いましたように、何らかの基準のところを少し、多分、7の 、 、 、 ぐらいが、逆に言えば基準をつくる時の何かサゼスションにはなってはいますけれども、その辺、もう少し明示してもらった方がいいかもしれません。

会長 ほかにございますか。

石村委員 例えば、問 5 では「どのような場所に必要であると思いますか。」と書いていますよね。逆に、センシティブな場所には設置しない方がいいわけで、「どのようなところには必要がないと思いますか」という質問も必要かなと思うんですけども、どうなんだろう。

例えば病院の入り口につけちゃいけないとか、例えば校舎につけるとすると、いわゆる悩み事を相談するようなところに設置しちゃいけないとか、そういうセンシティブなものについてのルールはみんなこの国でもちゃんと持っているんですよ、民間機関が。ですから、「どういうところの場所に必要でないと思いますか」とか、何かそういうものがなくていいんですかね。

会長 どうしますか、逆の質問をしますか、「必要のない場所はどこですか」と

いう。

石村委員 全部必要は必要だからね。「必要でないと思いますか」あるいは「なぜ」というところに、「どういうところに必要がないと思いますか」か何か、問7のところにもう1つ入れるか。

三宅委員 問7とはまたちょっと違う。

石村委員 ちょっと違う、「なぜ」だからね。理由だからね。

三宅委員 必要かどうかを理由を問うているので、必要だけれどもこの場所に要らないという……

石村委員 あるいは、ここの5のところにいる挙げて、その上で、どのような場所に必要で、どのような場所に必要でないと思いますかという形にして……

会長 と×つけさせますか。

そんなふうな意見もあるので、そこら辺ひとつ事務局の方で工夫していただけますか。

三宅委員 ここは要らないというのは……

会長 要らないというか、そういう意見の方は、むしろ不要というか、不要よりもちょっと、つけてはならないという場所、そういうところがあったら挙げてもらうということなのかもしれないですね。

石村委員 だから、非常に難しいのは、トイレの中でいろいろな問題が起きるからトイレにつけるわけでしょう。それをどういうふうにバランス、どういう感覚があるかという問題があるので、トイレでいろいろな犯罪が起きる、だけれどもトイレにつけるということ自体がどうなのか。

それから、では、どういうふうに考えるかという意味では、必要と必要でないという場所、例えばいろいろなところの診療施設に入るとか、精神病院の前につけていいのかとか、そういうこともありますよね。

会長 時間がだんだん迫ってまいりましたが、検討のスケジュールが資料7に、先ほどご説明がありましたが、これは大体こんなふうなこと、あるいはもっとこういうときにこういうこともした方がいいというふうなご意見があれば承りますが。

三宅委員 これは答申内容をどういうものにするかにもかかわるんですが、例えば条例のようなものをもしつくとすると、その案みたいなのをある程度早目に出していただかないと、なかなか審議するのが難しいですよ。

会長 それは、今のご議論がまだ途中であるように、すべてを条例にするのか、あるいはガイドライン的なものにするのか、いろいろまだまだ意見は分かれますので、ちょっとその辺はまだ今の段階では何とも言えないんじゃないでしょうかね。

確かに、答申ということになれば、「ものとする」をとれば、条文になるようなものをつくらなくちゃいけませんけれども……。

三宅委員 そこまでちょっとやり切れるか。

前田委員 時間が短いですね。

石村委員 前田先生が先ほどから言っているように、民の部分というのは物すごく重要なんですね。民がのほほんとして野放図なんですね、今。だから民をどうするかなんだけれども、民がまた逆に報道機関とか……

三宅委員 僕は、イメージとしては、どこまで条例にできるかはちょっとまだおくとして、民は少なくともガイドラインみたいなものを示せるかなと思うんですよ、前田先生がおっしゃったものは。

前田委員 確かに民で全部くくっちゃうとそうなんですね。必ずこの問題だと報道機関がまじってきて、議論がそこで結局つづれちゃうわけですよ。だから、報道機関の監視カメラ、NHKがやっている新宿の南口のあの定点カメラがそんなプライバシー侵害かといったら、私はそうだと思わないし、防犯の形態をとったものにかなり絞って、それを民のコントロールをするというような形でいかないと、広げちゃうと必ず報道機関が入ってきて、報道機関の問題が出てくると、とまっちゃうんですね。

石村委員 報道もそうだし、例えば教育の自由とか教授会の自治とか、それから雇用の問題とかあるから、それを要するに適用除外という形で持っていくか。

三宅委員 それは難しい。個人情報保護の議論をやった観点からいって非常に難しいから、もし民間部門まである程度提言できるとしたら、防犯カメラにある程度絞った方が提案はしやすいし、それがあれば、ある程度その基準がほかのところで通用するような形を、民間レベルでは、人格権侵害なり何なりで訴訟の提起もそういう形で規制はできるから……

石村委員 それは民事でやっていけばいい問題だね。

三宅委員 だから、今おっしゃったようなところの、民間レベルとしてある程度、少なくともガイドラインでやるとしたら、防犯カメラ的なものかなとは思っています。

石村委員 マルチな目的を持っている場合に、それを分けて考えるようにしちゃうわけですか。そっちは一切関与しないという形ですか。

三宅委員 それで思ったのは、もし条例でやるとしたら、杉並区の個人情報保護条例でも、センシティブ情報の収集については、多分審議会の同意を得て収集できるという規定があるわけですね。だから、それと同じように、先ほど設置を廃棄することもできるような評価委員会という、そういうものは、杉並区内にあるものについてはそこで決めて勧告するとか、ここはもう機能的には終わったから廃棄したらどうですかとか、設置基準に合わないから廃棄したらどうですかという勧告権限ぐらいまでならできるから、もし条例で設置するとしたら、そういう評価委員会みたいなものをつくって、民間はそのガイドラインに即して評価委員会がある程度の意見を述べるような、そういう形のものなら条例のレベルに上げることができるかなと思っているんですけどもね。

石村委員 金融機関なんかでも、金融機関に行って大体聞くと、これは絶対役立っていますと言うんですよ、その職員は。ところが、全然違うところで聞くと、毎日監視されているみたいで、とてもかなわないんだと言うんですよ。だから、防犯という目的は外へ出てくるんだけれども、本当のところは必ずしも防犯だけじゃないので、だから、防犯でやりますから、もうあなた方は労働的な問題について我慢してくださいという議論でいいのかなのかという問題なんですよ。

三宅委員 だから、そこは、評価委員会なんかには苦情の申し立ての手続きみたいなものを考えて……

石村委員 苦情の申し立てなんかできないんですよ。そんなことやったら首になっちゃうんですよ。

三宅委員 それは、設置が必要なものでないところの、廃棄すべきだというのはそういう議論として必ず出てくるから、そういう形でなら窓口を設けることは多分できるんじゃないかなと思いますよね。

区長室長 先ほど、答申との関連で区の考えみたいなものもございました。それで、もうきょうはお時間ですから、先ほど総務課長の方で、今の段階では私ども白紙でございますが、区長が申し上げたように、区として 50 万区民の安全と安心、それから個人情報の保護を含めてのルールづくりという中で、区としてどういうふうにこの問題にいわゆる条例化でアプローチしていくのかという基本的なお考え、

きょうのご議論も非常に参考にさせていただいて、次回あたりに、私どもとして、区としてどういうふうにアプローチしていくのかということも、もしよろしゅうございましたら、実態調査などもあわせて、私どもの方からも大綱といいますか、何かそういった形で出してよろしければ、ご議論に参加させていただければと思います。

会長 一応ちょっとお考えをお示しいただいて、それをまた1つの議論の素材としてあれしたいと思いますけれども。

石村委員 区民という形をとるか、区民プラス区で働く人、区で学ぶ人、区に入ってくる人、これも街頭監視カメラについては区民というくり方ができるかどうか、ちょっと考えなければいけませんね。

区長室長 個人情報保護条例について、自治体の中ではかなりやっているという機運もございますので、そういった意味から、この問題について少し出してもよろしゅうございましたら、そういった形でお示ししたいと思います。

会長 たたき台として、そういうのをあれしていただければね。ひとつよろしくをお願いします。

大体もうお昼近くなりましたので、この辺にいたしたいと思いますけれども、よろしいですか、大体この程度で。区の方、よろしいですか。

では、何か議長不手際で、生煮えのようなあれになりましたけれども、大分問題は浮き彫りになったように思いますので、またこの次からよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。